

農地等の利用の最適化の推進に関する指針 概要

野々市市農業委員会は、平成30年2月26日に「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定。
検証・見直しの時期にあたる令和3年1月25日に改定を行いました。

1 遊休農地の発生防止・解消について

- (1) 農地の利用状況調査と意向調査の実施について
調査の徹底を行う。調査時期に関しては「農地法の運用について」に基づき実施。
違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、調査時期に関わらず、適時実施する。
- (2) 農地中間管理機構との連携
遊休農地が発生した場合は、農家の意向を踏まえた上で、中間管理機構への貸付手続きを行う。
- (3) 非農地判断について
B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地が生じた場合は、現況に応じて速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

- (1) 担い手への農地利用集積の考え方
市内に遊休農地がないこと、兼業農家が多く現役で耕作している人が一定数いることをかんがみると、担い手に農地を集積・集約化することが必ずしも優良農地の確保に繋がるとは言い切れず、逆に集落機能の低下を招くおそれがあるため、地権者や耕作者の意思を尊重しながら集積を行う。

ただし、農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地が発生しないように、利用状況調査や農業委員としての日頃の相談活動において、農地の出し手や受け手からの意向を把握するように努める。

- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法
人・農地プランの作成・見直し・運用に積極的に関与する。
- (2) 農地中間管理機構等との連携
市、県、中間管理機構、農協等と連携し、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地や利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、人・農地プランの作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- (3) 農地の利用調整と利用権設定について
農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。
- (4) 農地の所有者を感知することができない農地の取り扱い
公示制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

担い手農家等の数、農業後継者の状況、遊休農地の発生状況等を考慮しつつ、必要に応じて、新規参入者の促進に努める。

